

令和7年度(2025年度)第5回吹田市立留守家庭児童育成室指導員採用候補者試験募集要項

1 採用予定人数

10人以上

2 勤務条件

(1) 勤務内容

留守家庭児童育成室において在籍する児童の健全な育成と遊び及び生活の支援を行う業務。 ※小学生に遊び等の支援ができる体力が必要です。

(主な仕事内容)

- ・ 子供一人一人への対応(子供を理解、環境の把握など)
- ・ 保護者への支援(連絡帳・お便りの作成、電話・お迎え対応など)
- ・ 生活づくり(生活全般における計画・日誌・記録など)
- ・ 運営や管理(出欠管理、お便り等の作成、施設・設備の管理運営など)
- ・ 他機関との連携(学校や地域など)
- ・ 配慮が必要な子供への支援

(2) 勤務日及び勤務時間

原則として、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日13時～18時30分(実働5時間30分)。土曜日は第4土曜日のみ勤務する場合があります。小学校の春・夏・冬休み期間は8時30分から、又は9時45分からの勤務。その他学校の時間割に応じて午前中の勤務もあります。

ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。※詳しくはお尋ねください。

(3) 報酬

- ・ 月額報酬 … 185,187円(地域手当相当分14%を含みます。)

※期末手当[1.25月分×2回(6月、12月)]、勤勉手当[1.05月分×2回(6月、12月)]、時間外勤務報酬、交通費別途支給。

※2年目以降、勤務成績が良好で再度任用された場合は、条件により報酬が上がります。

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

(参考) 年度当初(4月)に採用となった場合

1年目の年収目安 約 2,980,000 円

(1年目報酬月額(地域手当相当分含む) × 12月 + 期末手当 + 勤勉手当
+ 長期休業日時間外勤務報酬)

※1年目6月の期末手当及び勤勉手当は満額支給となりません。

5年目の年収目安 約 3,560,000 円

10年目の年収目安 約 3,980,000 円(主任指導員の場合)

※ただし、令和7年度の人事院勧告が吹田市に適用された場合の想定は以下のとおり

(参考)

月額報酬・・・185,187 円→198,314 円(地域手当相当分 14%→16%を含みます。)

1年目の年収目安 約 2,980,000 円→約 3,200,000 円

5年目の年収目安 約 3,560,000 円→約 3,780,000 円

10年目の年収目安 約 3,980,000 円→約 4,220,000 円(主任指導員の場合)

(4) 社会保険等

- ・健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険等
- ・特定退職金共済制度及び吹田市勤労者福祉共済制度に加入

(5) 勤務場所

- ・留守家庭児童育成室(吹田市内各小学校に設置)
- ※運営を委託している留守家庭児童育成室は除きます。

(6) 休暇

- ・任用期間に応じて年次休暇等を付与。

(7) 服務

- ・地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

(8) その他勤務条件

- ・吹田市留守家庭児童育成室指導員勤務時間等運用基準等によります。
- ・任用時は全て条件付任用とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。

3 受験資格

下記の（１）から（８）のいずれかに該当する者

- （１） 保育士、又は国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者（令和８年３月３１日取得見込も含む）
- （２） 教育職員免許法第４条に規定する免許状（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭等）を有する者（令和８年３月３１日取得見込も含む）
- （３） 放課後児童支援員の資格を有する者（令和８年３月３１日取得見込も含む）
- （４） 社会福祉士の資格を有する者（令和８年３月３１日取得見込も含む）
- （５） 高等学校卒業者等（※１）で、児童福祉事業（※２）に２年以上従事し、児童の指導や保育、支援等に継続的に関わってきた者
保育園や幼稚園での保育補助や、放課後等デイサービス、小学校の学童保育などの勤務経験が２年以上あれば受験可能です。
- （６） 学校教育法の規定による大学、大学院又は外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（大学において、当該学科又は課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への飛び入学を認められた者を含む。）
- （７） 高等学校卒業者等（※１）であり、放課後児童健全育成事業に類似する事業（※３）に２年以上従事した者であって、市長が適当と認めた者
民間学童などで遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験があれば受験可能です。
- （８） ５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者

(※1) 高等学校卒業者等とは、以下の A～C いずれかに該当する者をいう。

A 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

B 同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

C 文部科学大臣が上記 A・B と同等以上の資格を有すると認定した者

(※2) 児童福祉事業とは、以下の業務をいう。

児童福祉法の規定による障害児通所支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業を指し、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設の各施設内における業務等も含む。

(※3) 放課後児童健全育成事業に類似する事業に 2 年以上従事した者とは、以下の者をいう。

- ・放課後子供教室に従事していた者

- ・地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業(いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など)において、児童と継続的な関わりを持っていた者等

なお、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれない。遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象であり、例えば、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはならない。

また、ここでの「継続的」とは、2 年以上従事し、かつ、総勤務時間が 2000 時間程度あることが目安とする。

以下の欠格条項のいずれかに該当する人は受験できません。

欠格条項（地方公務員法第 16 条）	
1	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2	吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3	人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4	日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時・会場・内容・発表（変更になる場合があります）

	第一次試験	第二次試験
日時	令和 7 年 12 月 6 日（土） 9 時 30 分～12 時 30 分	令和 7 年 12 月 13 日（土） 9 時 30 分～13 時 00 分（予定）
会場	メイシアター（吹田文化会館） 3階 第一会議室 吹田市泉町 2 丁目 29-1	メイシアター（吹田文化会館） 3階 第一会議室 吹田市泉町 2 丁目 29-1
内容	クレペリン検査・職業適性検査・作文	集団面接・個人面接
発表	令和 7 年 12 月 11 日（木）（予定） 本市ホームページに掲載するとともに、合格者のみ本人宛てに通知します。	令和 7 年 12 月 18 日（木）（予定） 合否にかかわらず、本人宛てに通知します。

※受験資格がないことが判明した場合は合格を取り消します。また、申込みの内容及び受験に係る提出書類等に虚偽記載が認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

※合格から任用までの間に任用することに相応しくない非違行為等があった場合、任用しません。

※日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

5 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※任用開始時期については、本人の同意を得て前倒し、変更する可能性があります。在学中で資格取得見込である場合などは、資格取得後の 4 月 1 日から任用となります。

※勤務成績が良好である場合、翌年度、再度任用される場合があります。

6 受験手続

- (1) 申込先 吹田市教育委員会事務局 地域教育部 放課後子ども育成室
吹田市役所 低層棟 3 階 311 番窓口 (阪急電車 吹田駅すぐ)
- (2) 受付期間 令和 7 年 10 月 21 日 (火) ~ 令和 7 年 12 月 3 日 (水) (消印有効) まで
9 時~17 時 30 分まで (土・日曜日・祝日は除く)
- (3) 手続方法 別紙「吹田市立留守家庭児童育成室指導員採用候補者試験申込書」に必要事項を記入し、3 か月以内に撮影した写真 (上半身) を貼付の上、放課後子ども育成室まで郵送してください。なお、受付時に提出書類に不備・不足がある場合、再提出についても上記受付期間のみとなりますのでご注意ください。締め切り直前に郵送する場合は、直接電話にて連絡してください。

7 その他

試験に関する提出書類については、一切返却できません。児童対象性暴力等の防止等のため、性犯罪歴の調査を行うことや、安全確保措置を講じることがあります。宣誓書等において虚偽の申告や事実の隠蔽があった場合や、任用後に児童対象性暴力等の不適切な行為があり業務遂行に重大な影響を及ぼす場合には、解雇となる可能性があります。

【この試験に関する問合せ先】

吹田市教育委員会事務局 地域教育部 放課後子ども育成室
〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40
TEL : 06-6384-1599 FAX : 06-6380-6771